

山口県主要農作物種子審査実施要領

(目的)

第1 山口県主要農作物種子生産実施要綱第6条に基づき、主要農作物の審査の適正かつ合理的な実施について定める。

(審査の対象)

第2 審査対象は、原種等及び一般種子の生産ほ場とする。

2 生産者は、審査対象となる一般種子生産ほ場一覧（別記様式1）を作成し、協会は、これを取りまとめ、別記様式2により県に報告する。

3 県は、報告を受けた一般種子生産ほ場一覧を県関係機関等へ周知するものとする。

(審査員)

第3 農林水産部長は、該当する審査員の一覧（別記様式3）を取りまとめ、別記様式4により任命する。

また、審査員は、原則として次表の区分により審査する。

なお、原原種ほにおいては、必要に応じて育成者に審査の協力を依頼するものとする。

種子の種類	審査員
原原種	農業振興課、農林総合技術センターの職員
原種	農業振興課、農林総合技術センターの職員
一般種子	農業振興課、農林総合技術センター、及び農林水産事務所又は農林事務所（以下、「事務所」という。）農業部の職員

(補助員)

第4 農林水産部長は、審査の円滑かつ能率的な実施を図るため、必要に応じ、次に掲げる者（以下「補助員」という。）に審査員の補助事務を行わせることができる。

(1) 農業協同組合の営農指導員であって事務所長が推薦する者

(2) その他、農林水産部長が適当と認める者

2 補助員は、審査員の指示の下に次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 審査を依頼する生産者（以下、依頼者という。）と審査員の間における連絡調整

(2) 審査及び審査結果の記録の補助

(審査の依頼)

第5 依頼者は、種類、審査時期等を記した別記様式5により、所管する事務所に依頼する。

(審査前の準備)

第6 依頼者は、第2の2で報告した一般種子の生産ほ場について、別記様式6を参考にほ場が明確に識別できるように標示等を設置する。

(審査に当たっての基本事項)

第7 審査に当たり、特に留意する事項は、別紙1に掲げるとおりとする。

(審査基準及び方法)

第8 審査の実施に当たっては、別紙2に定める審査基準及び方法に従って行うものとする。

(審査結果の通知)

第9 審査員は、ほ場審査が終了後遅滞なく、その合否を決定し、依頼者に通知する。また、事務所長は、審査員が行う生産物審査の結果を取りまとめた生産物審査結果一覧(別記様式7)を依頼者及び協会に通知する。

(審査結果の報告)

第10 生産物審査が終了したときは、遅滞なく、ほ場の区分に従い、次に掲げる者が別記様式8により審査の結果を農林水産部長に報告する。

種子の種類	報告者
原原種	農林総合技術センター所長
原種	農林総合技術センター所長
一般種子	事務所長

附則

この要領は、平成22年9月1日に制定し、施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成37年4月1日から施行する。

この要領は、平成38年4月1日から施行する。

この要領は、平成39年4月1日から施行する。

この要領は、平成41年4月1日から施行する。

この要領は、平成50年4月1日から施行する。